

みとめ合い
思いやり
ともに輝く!

第2次デュエットプラン21

上尾市男女共同参画計画ダイジェスト版



上 尾 市

計画の概要

目標1. 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の形成に向けては、男女が共に等しく責任を分かち合いながら社会を築く必要があります。幼児期から老年期まで、男女共同参画の視点に立つ男女平等や性を尊重する学習の機会を提供し、意識の醸成を図ります。

さらに、国際社会における女性に係わる問題への課題と取り組みに理解と関心を深め、国際的視野に立つ男女共同参画を推進します。

課題1 人権尊重に基づく性の理解と尊重	施策1 人権意識と男女共同参画の推進 施策2 児童虐待防止の推進 施策3 メディアにおける男女の人権尊重の推進
課題2 男女共同参画の意識づくりの推進	施策1 性別による固定的役割分担意識の見直しの推進 施策2 広報・啓発活動の推進 施策3 男女共同参画に関する情報の収集・提供の充実
課題3 男女共同参画の視点に立つ教育・学習の充実	施策1 男女平等教育の推進 施策2 男女共同参画の視点に立つ家庭教育の推進 施策3 男女共同参画の視点に立つ生涯学習の推進
課題4 男女共同参画の視点に立つ国際理解と国際交流の推進	施策1 国際社会に対する理解 施策2 国際交流の推進

目標2. 配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり

本市においては、配偶者等からの暴力の根絶を総合的かつ一体的に推進するため、本計画を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による基本計画と位置づけ条例の理念に基づき推進していきます。

被害者の相談・保護の体制を一層充実し、自立に向けた支援に至るまで総合的な対策を推進するとともに、配偶者等からの暴力の被害者や加害者にならないための取り組みを推進します。

課題1 暴力を許さない意識の醸成	施策1 配偶者等からの暴力の防止に向けた広報・意識啓発の充実 施策2 学校・地域等における教育の充実 施策3 行政職員等に対する研修の充実
課題2 被害者への支援体制の充実	施策1 相談体制の充実 施策2 自立に向けての支援の充実 施策3 関係機関との連携の推進

目標3. 男女共同参画の環境づくり

子育てや介護を共に担う意識づくりや、女性の生涯にわたる健康づくりとともに、母性保護を充実させ、子どもを産み育てやすい環境、介護環境の支援を図る必要があります。

ワーク・ライフ・バランスを推進していくことにより、男性も家庭や地域に積極的にかかわることができるようになるため、事業者への男女共同参画の推進への取り組みに対する支援や啓発を進めていく必要があります。

子育てや介護などで孤立しがちな家族を支える仕組みづくり、セーフティネットを構築する必要があります。

課題 1 家庭における男女共同参画の推進	施策 1 子育てと介護支援の推進 施策 2 ひとり親家庭の経済的自立と就労支援の推進
課題 2 地域社会における男女共同参画の推進	施策 1 地域活動における男女共同参画の推進 施策 2 高齢者・障害のある人が生きがいを持って安心して暮らせる環境づくりの推進 施策 3 防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
課題 3 働く場における男女共同参画の推進	施策 1 雇用における男女共同参画の推進 施策 2 セクシュアル・ハラスメントに対する取り組みの充実 施策 3 ワーク・ライフ・バランスに向けた職場環境づくりの推進 施策 4 商業、工業、農業等自営業における男女共同参画の推進 施策 5 女性のチャレンジ支援の推進
課題 4 生涯を通じた心身の健康づくり	施策 1 男女の性を尊重する健康づくりの推進 施策 2 母子保健事業の推進 施策 3 ライフステージに応じた男女の健康支援の推進

目標4. 男女共同参画のシステムづくり

指導的地位に女性が占める割合は、各分野において徐々に増加してきています。審議会等における男女の構成比の均衡化に向け継続して取り組みを推進する必要があります。

意欲ある女性にエンパワーメントの機会を提供し、女性自身が力を付けることを支援するとともに、意識改革や女性の参画促進のための環境整備を推進します。

課題 1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	施策 1 審議会等への女性の登用促進 施策 2 女性のリーダーの育成・支援の推進 施策 3 女性による市政への参加の推進
課題 2 庁内における男女共同参画の推進体制の整備	施策 1 庁内の男女共同参画の推進 施策 2 男女共同参画推進体制の充実
課題 3 市民・事業者等とのパートナー・シップによる計画の推進	施策 1 市民・事業者等との協働による計画の推進
課題 4 国・県等との連携	施策 1 国・県等関係機関との連携の充実

第2次デュエットプラン21策定の趣旨

本市では、平成13年に策定した「デュエットプラン21 上尾市男女共同参画計画」のもと、男女が互いの人権を尊重し、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

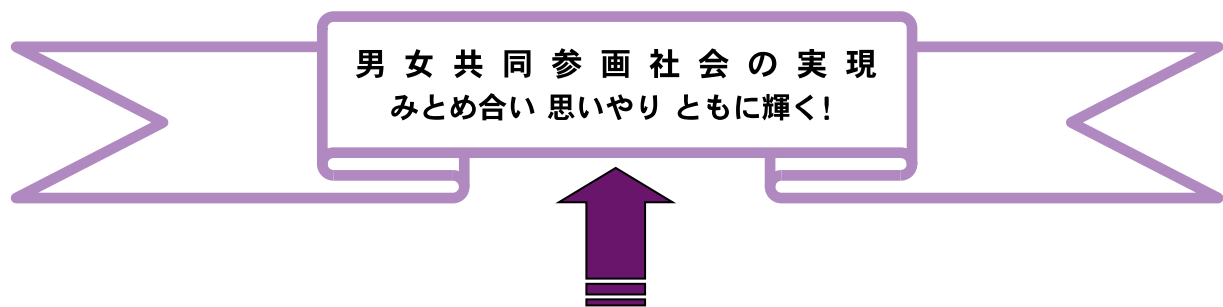
計画の最終年にあたり、これまでの計画を継承しつつ、条例に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、新たな課題に対応した男女共同参画に関する施策を実施するために策定しました。

計画の性格と位置付け

上尾市男女共同参画推進条例第9条第1項に基づく男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための計画です。男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。また、この計画の「目標2 配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」にあたります。

計画の期間

本計画の期間は、平成23年(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間とします。



第2次デュエットプラン21(上尾市男女共同参画計画) DV施策に関する基本計画

条例の基本理念

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度・慣行にとらわれない配慮
3. 政策等の立案及び決定への男女共同参画
4. 家庭生活と社会生活における活動への対等な参画
5. 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
6. ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力の根絶
7. 国際的協調

3つの重点項目

1. 男女共同参画の視点に立った社会制度の見直しと意識改革
2. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
3. 配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援

計画の数値目標の設定

4つの目標それぞれに目標値を設定し計画達成に向けた進行管理

